

# 鳥取縣公報

昭和十八年六月八日  
第千四百四十號 火曜日

本報ノ大字サハ國定價格A5判

## 告示

◆鳥取縣告示第二百九十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

### 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣煉瓦モルタル販賣業組合

(ロ) 地區 鳥取縣二圓

### 二 構成員タル資格

- 告示
- 耐火煉瓦、耐火モルタル販賣價格認可 ..... 一頁
- 農水改良事業出張所設置規程中改正 ..... 三頁
- 畜產組合長同副長選任認可 ..... 三頁
- 穀糶市場開設場所及出場區域中改正 ..... 三頁
- 被保險者證中無効 ..... 四頁
- 保險醫指定 ..... 五頁
- 保險藥劑師指定 ..... 五頁
- 產婆登錄名簿取消 ..... 六頁
- 耕地整理組合規約並地區變更認可 ..... 五頁
- 養蠶實行組合設立認可 ..... 六頁
- 學術優秀者に奨學金、生計困難な者に學資を ..... 七頁
- 同和關係生徒の適格者に學資金 ..... 九頁
- 生徒兒童と青少年團の貯蓄組合は一組織に ..... 一〇頁
- 第二十四回「時」の記念日 ..... 一二頁





00027

## ◆鳥取縣告示第二百九十九號

西伯郡稻光川耕地整理組合規約並二地區變更ノ件認可セリ  
リ

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

## ◆鳥取縣告示第三百號

左ノ通養蠶實行組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

養蠶實行組合名	地 区	事務所ノ所在地	認可年月日
西伯御門組合	御門	御門	昭和十八年六月四日
同市ノ谷	大御門村大字市ノ谷	大御門村大字市ノ谷	同
同殿	大御門村大字殿	大御門村大字殿	同

同花	大門	大御門村大字大門	大御門村大字大	同
同	門字花土居	大御門村大字大門	大御門村大字大	同

00028

## 彙 報

## 學術優秀者に奨學金

## 生計困難な者に學資を

財團 軍人援護會が中等學生に

記すと次の如くである。

## ◆奨學金の給與

- 一、死歿軍人、軍屬又は傷痍軍人と同一の戸籍内にあつて其の扶養を受けてゐた者又は現に受けてゐる者
- 二、現に軍事扶助或は軍事援護事業助成金による准扶助を受けてゐる者
- 三、身体強健、品行方正、思想堅實、學術優秀で將來有爲の人材となる見込みの確實な者

恩賜財團軍人援護會では、本年度より本部の事業として公務のために死歿した軍人軍屬及び傷痍軍人の男子（死歿軍人、軍屬が兄であつた場合は其の扶養を受けてゐる弟）で新たに中等學校（夜間中等學校を含む）に入學せる者又は現に在學する者の中次の各項に該當する者に對して奨學金を、又應召軍人、現役軍人、傷痍軍人及び公務のために死歿したる軍人、軍屬の遺族又は家族が中等學校或は盲聾啞学校初等科に在學し、生計困難なために中途退學の餘儀なき事情に立ち至つた者に對して從來恩賜財團軍人援護會本部で直接學資を給與してゐたのを本年度から各府縣支部に委任して學資を給與することとなつた。此處に其の要項を

鳥取縣支部へ提出することになつてゐる。

一、學資給與金は本部より支出せられる

二、學資を給與せられる者は次の各項の一に該當する者であること

(一) 中等學校在學者(夜間中等學校在學者を含む)

イ、應召軍人の家庭であつて生計困難のために中途退學の餘儀なき事情に至つた者

ロ、現役軍人の家族であつて、學資を給與しつゝある者が現役軍人として入隊したために學資を受けることが出來なくなつて中途退學の餘儀なき事情に至つた者

三、學資を給與せられる者は次の各項の一に該當する者であること

四、應召軍人及び現役軍人(入營前に學資を出してゐた者)が應召中又は現役服務中に死亡し或は傷病のために除役となつた場合、中等學校在學者に對しては次の如く人の子又は之に準ずる者として學資の給與を受ける者よりの申請に依つて引續き在學期間必要限度額十五圓以内を給與する

(一) 新に戦死者の遺児又は遺兒に準ずる者、及び傷病軍人の子又は之に準ずる者として學資の給與を受けるに至つた時は其の月より給與を停止する

(二) 其の他の者にあつては死亡の場合は引續き在學期間學資を給與し、傷病兵の場合は其の傷病兵の收入が受けるに至つた時に其の月より給與を停止する

四、應召軍人及び現役軍人(入營前に學資を出してゐた者)の家族に對する學資は、當該軍人の召集解除又は満期除隊後三ヶ月間は繼續給與するが其の翌月より停止する

五、應召軍人及び現役軍人(入營前に學資を出してゐた者)の家族に對する學資は、當該軍人の召集解除又は満期除隊後三ヶ月間は繼續給與するが其の翌月より停止する

六、學資の給與を受ける者が卒業、退營又は休學した場合には年額二百五十圓以内、盲聾啞學校在學者には月

イ、公務のために死歿した軍人、軍屬の遺族及び傷痍軍人又は應召軍人の家族

ロ、現役軍人と同一家族であつて、其の現役軍人となつた者より學資を受けてゐた者

三、學資は生計其の他の事情をよく調べた上中等學校在學者には年額二百五十圓以内、盲聾啞學校在學者には月

四、學資の給與を停止する

五、學資の給與を停止する

六、學資の給與を受ける者が卒業、退營又は休學した場合

七、學資の給與金は毎月(夏季休暇の月も含む)上旬之を支給する

八、學資の給與は支部が立替へて支辨する

九、學資の給與を停止する

十、學資の給與は支部が立替へて支辨する

十一、學資の給與を停止する

十二、學資の給與を停止する

十三、學資の給與を停止する

十四、學資の給與を停止する

十五、學資の給與を停止する

十六、學資の給與を停止する

十七、學資の給與を停止する

十八、學資の給與を停止する

十九、學資の給與を停止する

## 學生々徒に學資金

### 厚生省が同和關係適格者に給與

今回厚生省で育英獎勵の見地より同和事業關係部落出身の者にして本年度中等學校又は専門學校程度以上の學校へ入學したる者で、學資を補給しなければ修學することの出来ない者、或は身體強健、成績優良、品行方正にして意思鞏固、思想穩健なる者若干名の學生々徒に對して學資が給

00030

00031

イ、補給願書（本人及び戸主又は親権者連署）

ロ、戸籍謄本

ハ、資産調査書

家庭の業態、動産不動産一ヶ年の収入状況を知り得るもの。若し負債があれば其の額も附記すること

(市町村長作製)

## ニ、履歴書

入学々校名記入に際しては専門學校程度以上のものは本科豫科を明かにすると共に何々大學何々部（科）と記入し且つ第一種、第二種の區別のあるものは該區別をも記入すること。尙ほ卒業豫定年月日を必ず記入すること（本人作製）

## ホ、學業成績表

最近の成績表（前年度學年）、但し備考欄に人物總評性行概評等を詳細に記入すること

ヘ、在學證明書（目下在學中の學校長作製）

ト、修學に必要な経費調  
寄宿舎又は通學（汽車通學、自轉車通學、徒步通學の別）を區別し、書籍代、授業料、筆墨紙其の他文具費、被服費（靴及び帽子等を含む）等。尙ほ入舍生は寄宿料、通學生は自轉車修繕費、汽車賃等をも記入すること。之は本人に作製せしめ市町村長に於て精査證印すること。

(兵事厚生課)

## 生徒兒童と青少年團の

## 貯蓄組合は一組織に

生徒兒童の國民貯蓄組合を組織せる學校の中には、青年團員たる資格に於て同一生徒兒童を對象とする青少年團國民貯蓄組合が結成せられ同一の對象に對して二つの貯蓄組合を有するものがあるが、之では手數を多く要するのみ

00032

ならず事務が煩雜となるので、縣青少年團では次の如く二つの貯蓄組合を有するものは之を一つの組合に吸收せしめて事務の簡捷化を圖ると共に組合未結成の皆無をも期することとなつた。

一、青年學校に於て青年學校國民貯蓄組合と青年團（又は女子青年團）國民貯蓄組合の二つの組織のあるものは

成るべく之を青年團（又は女子青年團）貯蓄組合に吸收して事務を簡敏ならしめること

二、國民學校に於て少年團國民貯蓄組合を國民學校國民貯蓄組合の二つの組織のあるものは成るべく之を國民學

校國民貯蓄組合に吸收して事務を簡敏ならしめること

三、國民學校より青年學校に進學した者の貯蓄は成るべく之を拂戻すことなく青年團（又は女子青年團）の貯蓄組合に引繼ぐこと

四、單位團又は分團毎に青年團（又は女子青年團）國民貯蓄組合を結成すること

## ◎本年度里辛の増産目標

郡 市 別	當面付 積割	生産目標 <small>千貫</small>	出荷目標 <small>千貫</small>	五、全團員は一人洩れなく組合に加入すること	
				鳥 取 市	米 子 市
鳥 取 市	一〇〇	一〇四	八〇	一〇〇	三五
米 子 市	二九〇	一一〇	一〇	二九〇	三五
岩 美 郡	二五〇	八三	一	二五〇	一
八 頭 郡	七五〇	二三三	一	七五〇	二九
氣 高 郡	四四〇	一四一	一	四四〇	一四
東 伯 郡	一、一五〇	三八〇	一	一、一五〇	三八〇
西 伯 郡	一、一三〇	三九六	一	一、一三〇	三九六
日 野 郡	二〇〇	二一〇	一	二〇〇	二一〇
計	四、三一〇	六〇	二	一、四三二	五三七

(農務課)

## 第二十四回 「時の記念日」

### 時間尊重と定時勵行へ

六月十日を時の記念日と定められてより、色々の方法によつて時間尊重と、定時勵行との徹底を期してゐるが、大東亞戦争下愈々「時」の認識は緊急なことである。本年の『時』の記念日に於ても縣では左の実施計畫を定めて鳥取市子兩市長、中等學校、青年學校、國民學校各校長へ通牒して、各團体方面への徹底を圖ることとした、一般縣民各位に於ても更に認識を深め徹底するやう希望する。

（甲）事前の宣傳

一、回覧板　回覧板を利用して、各家庭に時の記念日のこと及び時間尊重、定時勵行の重要なことを周知せしめること。

### ▽ 實施計畫

#### （甲）事前の宣傳

一、常會　各常會を通じ前項内容を強調すること。  
一、ポスター　『時』の尊重の觀念を鼓吹するポスターを掲示すること。（學生徒兒童に製作せしめて各家庭にあること）。

一秒も悔を刻むな  
時は秩序の第一歩

（地主課）

昭和十八年六月八日印刷

發行者　鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市吉方町  
印刷所（西鳥19）前田印刷所

- (乙) 當日の行事
  - 一、記念式及び講演會　適宜實施のこと。
  - 一、ラヂヲ放送聽取　全國中繼を以て時の記念日に關する放送があるからこれを聽取すること。
  - 一、街頭宣傳　時間勵行の街頭宣傳をなすこと。
  - 一、正時の時計を携行して各所を巡視し、公衆に正時を知らしめること。
  - 一、奉告祭　各神社に於て適宜奉告祭を行ひ、時間尊重の觀念を鼓吹すること。寺院、教會等に於ても同様奉告せしめること。
  - 一、學校訓話　各學校では時の尊重、定時勵行の訓話を行ふこと。
  - 一、奉告祭　各神社に於て適宜奉告祭を行ひ、時間尊重の觀念を鼓吹すること。寺院、教會等に於ても同様奉告せしめること。

（乙）當日の行事

- 一、記念式及び講演會　適宜實施のこと。
- 一、ラヂヲ放送聽取　全國中繼を以て時の記念日に關する放送があるからこれを聽取すること。
- 一、街頭宣傳　時間勵行の街頭宣傳をなすこと。
- 一、正時の時計を携行して各所を巡視し、公衆に正時を知らしめること。
- 一、奉告祭　各神社に於て適宜奉告祭を行ひ、時間尊重の觀念を鼓吹すること。寺院、教會等に於ても同様奉告せしめること。
- 一、學校訓話　各學校では時の尊重、定時勵行の訓話を行ふこと。
- 一、奉告祭　各神社に於て適宜奉告祭を行ひ、時間尊重の觀念を鼓吹すること。寺院、教會等に於ても同様奉告せしめること。